nippn



2025年10月14日

各位

会 社 名 株式会社ニップン 代 表 者 名 代表取締役社長 前鶴 俊哉 (コード番号 2001 東証プライム) 問 合 せ 先 広報部長 片岡 秀晃 (Tel 03-3511-5307)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、2025年10月14日の取締役会決議により、当社普通株式の売出し(以下「本件売出し」という。) に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社グループは、「人々のウェルビーイング(幸せ・健康・笑顔)を追求し、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げています。事業活動においては、創業以来の製粉事業に加え、食品事業においては冷凍食品や中食など事業の多角化を進めるとともに、ペットフードや健康食品といったその他事業や、海外展開にも注力するなど事業領域を拡げることを通じて持続的な成長を目指しています。さらに、2024年5月に策定した「長期ビジョン 2030」では、「総合食品企業として、食による社会課題の解決に挑み続ける」ことを掲げており、経済的価値の追求に加えて、社会的価値の創造にも注力することを通じて、経営理念の達成に向けて取り組んでまいります。

社会的価値の観点では、株式市場において、コーポレートガバナンスの充実を図ることを目的として政策保有株式を見直す動きが進んでいます。かかる状況の中、当社グループは、当社株式を政策保有株式として保有する株主との間で、継続的に議論を重ねてまいりました。その結果、一部の株主より売却の合意が得られたため、公平な売却機会を提供するとともに、当社株式が市場において売却されることによる市場価格への影響を緩和するべく、本件売出しを実施することを決定しました。

当社は、本件売出しを通じて当社の取組みをご支援頂ける幅広い投資家の皆様に当社株式を保有頂くことで、更なる当社の企業価値向上と持続的成長を目指してまいります。

なお、当社は、本日の取締役会決議により、株主還元の拡充及び資本効率の向上を目的とし、また、本件 売出し実施に伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、40億円及び2,200,000株を上限とする自己株

式取得を実施することを決定いたしました。自己株式の取得については、本日公表の「自己株式取得に係る 事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

- 1. 株式売出し(引受人の買取引受による売出し)
 - (1)売 出 株 式 の 当社普通株式 4,903,200株種 類 及 び 数

(2)売	出	人	及	び	名称	売出株式数
売	出	株	式	数	株式会社ヤクルト本社	1, 152, 500 株
					三井住友海上火災保険株式会社	1, 144, 100 株
					株式会社三井住友銀行	1, 123, 500 株
					農林中央金庫	1,030,300 株
					三井住友信託銀行株式会社	452,800 株

(3)売 出 価 格 未定(日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25 条に規定される方式により、2025年10月21日(火)から2025年10月 24日(金)までの間のいずれかの日(以下「売出価格等決定日」という。) の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~ 1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況

を勘案した上で決定する。)

(4) 売 出 方 法 野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団(以下「引受人」という。) に全株式を買取引受けさせた上で売出す。

売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。

- (5)申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の 日まで
- (6)受 渡 期 日 売出価格等決定日の5営業日後の日
- (7)申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株

- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役常務執行役員 大田尾 亨に一任する。
- 2. 株式売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記<ご参考>2. を参照のこと。)
 - (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 735,400株

種類及び数 なお、上記売出株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。

- (2) 売 出 人 野村證券株式会社
- (3)売 出 価 格 未定(売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取 引受による売出しにおける売出価格と同一とする。)
- (4)売 出 方 法 引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券 株式会社が当社株主から 735,400 株を上限として借入れる当社普通 株式の売出しを行う。
- (5)申 込 期 間 引受人の買取引受による売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6)受 渡 期 日 引受人の買取引受による売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7)申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役常務執行役員 大田尾 亨に一任する。

くご参考>

1. 株式売出しの目的

本プレスリリースの冒頭に記載のとおりです。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を 勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から 735,400 株を上限とし て借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、 735,400 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、

又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2025 年 11 月 21 日 (金)までの間を行使期間として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 11 月 21 日 (金) までの間 (以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上記当社株主から借入れた株式 (以下「借入れ株式」という。)の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け (以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出 しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又 は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ 株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

3. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である三井住友海上火災保険株式会社、株式会社 三井住友銀行、農林中央金庫及び三井住友信託銀行株式会社は野村證券株式会社に対し、売出価格等決 定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間(以 下「ロックアップ期間」という。) 中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式 の売却等(ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。) を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該

合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上